

学校法人岩手キリスト教学園

次世代育成支援対策推進法 第7期一般事業主行動計画

すべての教職員がその能力を十分に発揮し、キャリアアップを目指しながら、仕事と子育ての両立を図ることができるよう第7期一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から 2027年3月31日までの3年間

2. 目標

目標1： 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、2024年4月に改定した就業規則に基づき、「岩手キリスト教学園 母性健康管理ハンドブック」（以下ハンドブック）を改訂し、制度の周知や情報提供を行う

目標2： 改訂後のハンドブックを活用しながら研修等でも繰り返し取り上げ、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る

目標3： ハンドブックの父親の育児休業取得等の記述を充実させて周知を図り、男性の子育て目的の休暇の促進につなげる

目標4： 性別に関わりなく管理職の手前の職階にある全ての教職員を対象とした研修等を充実させ、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力の開発を図る

目標5： 各施設の事情に応じて、少なくとも月4回のノー残業デーを設けるとともに、保育の質を担保しながら定時退勤が可能となるよう仕事の進め方について工夫を続ける

目標6： 8月、1月を年次有給休暇取得促進月間として、各職員が有給休暇を取得しやすいよう勤務シフトの工夫を促し、有給休暇取得率 60 %以上の維持を目指す

目標7： NPO等が、地域で実施する子どもの健全な育成のための活動等に対し、教職員の参加を支援するなど子ども・子育てに関する地域貢献活動を実施する

【目標1～3の対策】

2024年4月 ・「岩手キリスト教学園 母性健康管理ハンドブック」の改訂

2024年5月～ ・全職員に対し改訂版ハンドブックを配付し周知を図る

2024年4月～ ・毎年、実施される新任者研修、事務担当者研修会、2年に1回開催の学園研修会（全職員対象）で母性健康管理、育児休業等を取り上げ、周知徹底を図る

【目標 4 の対策】

- 2024年4月～
- ・毎年2回、全施設の中間管理職者を対象にした学園情報交換会を開催し、管理職者としてのスキルアップ、マネジメント能力の向上を図る

【目標 5 ～ 6 の対策】

- 2024年4月～
- ・基幹園の園長と法人本部職員が参加する常任理事会で目標の趣旨を確認し各園に周知する
 - ・有給休暇の取得状況を毎年確認し、取得率の維持と勤務実態の課題把握に努める

【目標 7 の対策】

- 2024年4月～
- ・子どもの健全な育成のための活動を行うNPO等の調査・把握
 - ・子どもの健全な育成のための活動を行うNPO等が主催する研修事業等への職員の参加支援